
規 則

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 27 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第53号

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則